

## 公募公告

令和8年度福井県公共施設マネジメントシステム導入業務委託に関する企画提案書の提出を求めるので、次の通り公告する。

令和8年3月25日

福井県知事 石田 嵩人

### 1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務名 令和8年度福井県公共施設マネジメントシステム導入業務委託
- (2) 業務内容 別添「令和8年度福井県公共施設マネジメントシステム導入業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額 委託金額の上限は、5,764 千円(消費税および地方消費税相当分を含む。)とする。

### 2 応募資格

この企画提案に応募できる者は、次の資格要件の全てを満たすこととする。

- (1) 福井県財務規則(昭和39年4月1日福井県規則第11号)第146条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。  
※ 福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もし

くは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者  
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 各種様式等の配布方法

参加申請書等各種様式や、本企画提案に参加するために必要となる様式集等は福井県財産活用課ホームページ上で交付する。

### 4 スケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年3月25日(水)
参加申込期間	令和8年3月25日(水)～令和8年4月7日(火)17時まで
質問受付期間	令和8年3月25日(水)～令和8年4月7日(火)17時まで
質問回答期間	令和8年4月10日(金)までに回答
参加資格結果通知	令和8年4月10日(金)までに通知
企画提案書の提出期限	令和8年4月23日(木)17時まで

### 5 参加申請書について

#### (1) 提出書類(正本1部)

ア 参加申請書(様式第1号)

イ 会社概要書(様式第2号)

(2) 提出期限 令和8年4月7日(火)17時

(3) 提出方法 持参または郵送

なお、郵送の場合は、配達日時および配達されたことを証明できる方法とする。

### 6 質問の受付および回答

(1) 提出期限 令和8年4月7日(火)17時

(2) 提出方法 質問書に必要事項を記入し、電子メールにて提出

(3) 回答方法 質問提出者および参加申込みのあった者全員に4月10日(金)17時までに電子メールで送信する。

### 7 提案書について

委託業務の内容および別添仕様書を踏まえた上で、仕様書の内容を実現するための具体的な企画提案を記載すること。また、企画提案書の審査は【別表】審査評価基準に基づいて行うため、同基準の内容を盛り込むこと。

#### (1) 提出書類(正本1部、副本7部)

ア 提案書鑑(様式第3号)

イ 提案書(任意様式)

ウ 見積書(様式第4号)

(2)提出期限 令和8年4月23日(木)17時(必着)

(3)提出方法 「12 担当課」に持参または郵送すること。

持参の場合、受付は土、日、祝日を除く8時30分から17時15分まで行う。郵送の場合は、配達日時および配達されたことを証明できる方法とする。

## 8 審査方法

企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において【別表】審査評価基準に基づき企画提案書の審査を行い、優先交渉権者を選定する。

プレゼンテーションは、対面もしくは審査委員会が指定するビデオ会議システムにより令和8年4月27日(月)の実施を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。なお、プレゼンテーションを実施するために要する費用(機材、通信費等)については、提案者の負担とする。

## 9 審査結果の通知

審査結果は、各提案者に対して、令和8年5月1日(金)までに電子メールにて通知する。審査内容および審査結果について、異議は一切認めない。

## 10 契約の締結

契約の締結については、審査委員会にて選定された優先交渉権者と提案書類等に記載された内容に基づき契約内容および見積額に係る協議を行い(提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更等を含む。)協議が整い次第、見積徴収を実施し地方自治法施行令第167条の2第2項に基づく随意契約の方法で委託契約を締結する。

辞退その他の理由により優先交渉権者と契約できない場合は、次点の提案者と契約の交渉を行う。

なお、委託先候補者が福井県の利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、見積書提出と同時に、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

様式:

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku\\_intro\\_d/fil/densikeiyaku-kakuninsyo.docx](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densikeiyaku-kakuninsyo.docx)

提出先(e-mail): zaikatsu@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku\\_intro.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html)

## 11 その他留意事項

- (1)本企画提案のために要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2)提出後は、提出書類の差替え等は一切認めない。
- (3)提出された書類等は、返却しない。
- (4)提出された書類等は、審査および説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (5)参加申請書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式第5号)を企画提案書の提出期限(必着)までに、持参または郵送により提出すること。

## 12 担当課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課施設長寿命化グループ(担当 藤井)

TEL:0776-20-0251

FAX:0776-20-0628

E-mail:[zaikatsu@pref.fukui.lg.jp](mailto:zaikatsu@pref.fukui.lg.jp)

【別表】

審査評価基準

評価項目		評価の着目点
業務 実施 体制	会社の業務実績	・事業内容、業績に問題がなく、本業務を任せられる事業者か。
	業務実施体制	・業務遂行に適切な人員体制が確保されているか。 ・専門的な知識(施設マネジメントやシステム作成等)を有する者が業務に関わっているか。
	業務内容の理解	・第2期福井県公共施設等総合管理計画において示す課題やシステム導入の目的を理解し、課題解決のための適切な提案がされているか。
企 画 提 案 力	システムの機能等について	・要求仕様を満たす対応が可能か。 ・仕様書に記載の機能以外にも、施設のマネジメントに役立つ機能について提案がされているか。 ・第2期福井県公共施設等総合管理計画の進捗管理への活用案が示されているか。 ・機能の追加が必要となった場合に柔軟な対応が可能か。
	システム導入後の活用・定着について	・システム導入後の庁内での活用や定着に向けた運用方法が、実務を踏まえて具体的に示されているか。
	県職員の業務負担の軽減について	・初期データの入力等において職員の負担軽減に配慮された方法が提案されているか。 ・運用開始後における県職員の業務負担を軽減するための具体的な支援策が提案されているか。
	セキュリティ・障害発生時の対応について	・システム障害時の対応方針やデータ保全・バックアップの運用方法が明確で信頼性の高い提案となっているか。
経 済 性	見積書に基づく価格	・提案内容に応じた妥当な見積額であるか。